

広島県立学校職員会訓令第三号

県立学校

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下崎邦明

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(趣旨)

第一条 この教育委員会訓令（以下「訓令」という。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び第二項の規定に基づき、広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 標準的な職は、別表第一の上欄に掲げる職務に係る同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第三条 別表第一の一の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第二の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

- 2 別表第一の二の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第三の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 3 別表第一の三の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第四の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 教育職	一 校長の属する職制上の段階	校長
	二 教頭の属する職制上の段階	教頭
	三 主幹教諭の属する職制上の段階	主幹教諭（部主事に限る。） 主幹教諭（部主事を除く。）
四 教諭の属する職制上の段階	教諭	指導教諭 教諭 指導教諭 教諭
実習助手	講師 養護教諭 栄養教諭	

別表第二（第三条關係）

標準的な職	校長	教頭	主幹教諭（部 主事に限る。）	主幹教諭（部 主事を除く。）
一 学校の責任者として、教育及び学校経営に関する高い識見を有し、教職員の監督を適切に行うことができる。	二 学校経営目標を立て、教職員に対して指導力・統率力を發揮しつつ、自らが掲げた目標を達成するとともに、保護者等に対し説明責任を果たすことができる。	一 学校経営目標の達成に向け、校長を補佐し、校務全般にわたって指導力を發揮することができる。 二 部主事や主幹教諭、指導教諭、主任等の育成を積極的に行うことができる。	一 学校経営目標の達成に向け、部の責任者として、校長及び教頭を補佐し、部の校務に関する企画・立案、指導教諭、各主任等への指導助言、校務分掌間の総合調整及び進行管理を行うことができる。 二 教科指導、生徒指導等に関する専門的知識・技能を有し、教科指導や生徒指導、学級経営等を適切に行うことができる。 三 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。	一 学校経営目標の達成に向けて、担当する校務に関する企画・立案に参画し、組織的かつ効率的な校務運営を推進するとともに、教育指導上の課題に対して、他の教職員への指導助言や機動的な対応をすることができます。 二 教科指導、生徒指導等に関する専門的知識・技能を有し、教科指導や生徒指導、学級経営等を適切に行うことができる。

別表第三（第三条關係）

標準的な職	標準的な職
栄養主幹	一 学校給食に関する専門的知識・技能を有し、給食管理や給食指導等を適切に行うことができる。
栄養主任	二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。
栄養士	二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。

別表第四（第三条関係）

標準的な職	標準的な職
事務部長	一 学校経営目標の達成に向け、校長を補佐し、学校事務全般にわたりて指導力を発揮することができる。
総括事務長	二 事務職員等の育成を積極的に行うことができる。
事務長	三 学校事務に関する知識・技能を有し、学校事務の運営や処理等を適切に行うことができる。
事務主任	四 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。
事務主任	一 学校事務に関する知識・技能を有し、学校事務の運営や処理等を適切に行うことができる。
主事	二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。